平成２１年（フ）第７４１号
大津市山中町６番11号
債務者　秋岡　明子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８号
兵庫県洲本市五色町都志万歳382番地１　センタープラザ503波江方
債務者　渡邊　　雄
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第２６６号
熊本市野中２丁目５番49号
債務者　福圃　辰美
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１３５号
熊本市龍田２丁目17番４号
債務者　東　　和恵
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１８６号
熊本市若葉５丁目18番37号
債務者　中島　忠之
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１９５号
熊本市楠２丁目７番２―37号
債務者　芝　　一男
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２０７号
熊本市龍田７丁目１番113号
債務者　西　　元久
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２６３号
山口県防府市大字仁井令703番地の12、申立時の住所山口県周南市大字戸田1569番地の43
債務者　中村　宏圭
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１１５４号
神戸市中央区筒井町３丁目８番18号セビーヌ春日野401号室
債務者　中道　律子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２４号
神戸市北区菖蒲が丘３丁目14番地の１―101号
債務者　森田三奈子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９８号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番21―506号
債務者　平谷　葉子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５４号
名古屋市天白区平針南１丁目401番地　平針住宅12街区２号棟207号
債務者　橋本　真紀
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７９２号
名古屋市中川区中郷３丁目396番地　中郷ハイツ302号
債務者　神野　真紀（旧姓大音）
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８７号
神奈川県鎌倉市岡本２丁目16番45号
債務者　片山　　章
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８９号
横浜市中区錦町16番地１　横浜マリンハイツ１号棟607号室
債務者　勝連　博文
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１０号
横浜市港北区鳥山町646番地　ライオンズマンション小机第８―310号室
債務者　齋藤　啓子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２３号
横浜市泉区和泉町1715番地
債務者　中村　武徳
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部